

平成 2 1 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(過疎対策関係)

平成 2 0 年 7 月 1 7 日

全 国 知 事 会

1 過疎地域振興対策の強化拡充について

過疎地域の振興が図られるよう、現行の特別措置法の失効に伴う新たな法律を制定するとともに、過疎地域に対する支援策を強化拡充すること。

【背景・理由】

- ・ 過疎地域の振興対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」を始めとし、3次にわたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど、一定の成果を上げているなか、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成21年度末をもって失効する。
- ・ しかしながら、依然として過疎地域は人口減少、若年層の流出、高齢化の進行により地域活力の低下がみられるほか、財政基盤が脆弱であるなど、いまだ厳しい状況にある。また、生活交通や医療の確保、集落機能の維持が危惧されるなど、過疎地域の問題はより深刻な状況に直面している。
- ・ 一方、過疎地域における水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止、貴重な文化の伝承、都市にはないゆとりある居住環境など非常に大切な多面的機能は、地域の持続的な発展により発揮されるものであり、このような機能を国全体で保全していくとともに、未来の世代に引き継ぐ必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 過疎対策は国家的課題であることを認識するとともに、市町村合併の進展等を踏まえつつ、地域指定の要件や支援のあり方等において過疎地域の実情を十分に把握し、時代に対応したより総合的な過疎対策が展開できるよう、平成22年度を初年度とする新たな法律を制定すること。
- (2) 過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、地方交付税等による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。

